

ほうじん さかけこ



発行所

酒田市中町二丁目4番1号

公益社団法人 酒田法人会

TEL 26-4772 FAX 26-4788

URL <http://www3.ocn.ne.jp/~s.houzin>

E-mail s.houzin@jeans.ocn.ne.jp

● あたらしい時代の経営者へ 法人会 ●

公益社団法人 酒田法人会 設立記念号！

平成24年度

新たなスタートの年に！！

4月1日から

法人名が
変わります！！



どこが変わるの?! (主なところ)

(1) 定款 (全文 別掲)

- ① 「正会員」に加え「賛助会員」が仲間入りします。(定款第5条)
「賛助会員」は、域内の法人(正会員)の支店・営業所等や個人で、議決権は有しないが、会費は正会員の半額とする。(定款第11・16条・会費規程)
- ② 総会の定足数(成立要件)は、委任は認められるものの厳密にカウントされる。(総会運営規則第6条—詳細解説 P2)
- ③ 副会長 5名 とする。(第30回通常総会で選任済)(定款第19条2項)
- ④ 理事会において欠席理事の「委任」は認められない。(定款第30条)
また、議事録署名人は出席した会長及び監事が当たる。(定款第51条2項)

(2) 総会案内と「議決権行使書」「出席票」(詳細解説 P2)

当会は、昨年「社団化設立30周年」に当たり、記念行事を盛会裡に収めて、節目の年を終えることができました。そして、当年は予てより準備を進めて参りました「公益社団法人」への移行を、第30回通常総会(平成23年5月24日)の決議を経て、9月9日「公益認定」申請開始、10月25日「山形県公益認定等審議会」の答申を得て、平成24年3月19日認定、4月1日の設立登記に至った次第であります。この間、全法連及び県当局

の指導と関係方面のご協力を得ましたことに感謝しつつ、当会としては、新公益法人法の求める組織運営の透明性と事業の公益性拡大をこれまでに意識した取組みが必要となります。しかし、そもそも当会の活動は、国税・地方税に係り、「国政の健全な運営の確保に資する」事業に携わっている訳で、今までとそれ程大きく変わるものでもなく、必要ありません。新年度を迎え、会員の皆さんと相携えて新しい第一歩を踏み出すこととしたいと思います。(会長 前田直己)

いよいよ平成24年度がスタートしました。と同時に予てよりお伝えしてきました通り当会は、この4月1日を以って、法人名変更の登記を済ませ「公益社団法人」に移行するとともに、「特例民法法人」を解散致しました。正に、新たなスタートを切った記念すべき日であります。



H24.2.21 第2回役員会同会議

— 特集 —

- 1. 総会案内と「議決権行使書」行使要領 (P2)
- 2. 会費規程 (P2)
- 3. 公益社団法人酒田法人会「定款」(全文) (P3~P5)

重要

総会の運営が変わります！

「公益法人法」のベースにあるのは、「新会社法」（平成18年5月1日施行）と言われております。

即ち、コンプライアンス（法令順守）とガバナンス（統治）を根幹に据えて、組織の健全にして透明な運営を求められております。そのために、議決機関たる「総会」について、株式会社「株主総会」に模した運営が必要となっております。

当会としては、これに対応し第30回通常総会において、「総会運営規則」（平成24年4月1日発効）を設定し、以下の通り運営すること致しましたので、会員の皆様には是非ともご理解とご協力をお願い致します。

(1) 招集通知

所定の案内（日時・場所・目的等）に加え左記書類の添付が必要となること

議案書（概要）

平成23年度事業報告並びに

収支決算報告

役員の選任

「議決権行使書」 事務局に

総会前日必着で返信

「出席票」

その他 総会参考書類

(2) 総会の出欠状況（成立要件としての定足数）のカウントが厳密になること

正会員の出席者 「出席票」の提出
欠席者の代理出席

「出席票」と「委任状」の提出
理事及び監事は、原則出席義務あり。

職員及び補助者（説明員等）は、議長の許可が必要

(3) 議長の権限及び議事運営について詳細に規定

(4) 議事録

通常の議事録に加え、議事録記載事項を明示

出席した理事・監事の氏名
議長の氏名

署名人は議長及び出席理事（2名）

日 程

- 4月1日(日) 設立登記（特例社団法人酒田法人会の解散登記）
- 4月12日(木) 監査
- 4月16日(月) 第1回理事会（総会対策）
- 4月23日(月) 総会招集通知発送
- 5月22日(火) 第1回通常総会

* 会員の皆様には、「議決権行使書」の返信をお忘れなきようお願い致します!!

公益社団法人酒田法人会 会費規程

(目的)	第1条	この規程は、公益社団法人酒田法人会（以下、「本会」という。）の定款第7条の規定に基づき、																																								
(会費)	第2条	この規程は、公益社団法人酒田法人会（以下、「本会」という。）の定款第7条の規定に基づき、会費の納入に関し必要な細則を定めるものとする。																																								
		正会員及び賛助会員は、下記の会費（年間の会費額）を納入しなければならない。																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">資本金または出資総額</th> <th colspan="2">会 費</th> <th rowspan="3">賛 助 会 員</th> </tr> <tr> <th colspan="2">正 会 員</th> </tr> <tr> <th>一 般</th> <th>協同組合等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1円以上～300万円未満</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>300万円以上～500万円未満</td> <td>5,000円</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>500万円以上～1,000万円未満</td> <td>7,000円</td> <td>3,500円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上～2,000万円未満</td> <td>9,000円</td> <td>4,500円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>2,000万円以上～3,000万円未満</td> <td>12,000円</td> <td>6,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000万円以上～5,000万円未満</td> <td>15,000円</td> <td>7,500円</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以上～</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>系列法人 非営利法人 (賛助会員のうち 個人)</td> <td colspan="2">3,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資本金または出資総額	会 費		賛 助 会 員	正 会 員		一 般	協同組合等	1円以上～300万円未満	3,000円	3,000円	3,000円	300万円以上～500万円未満	5,000円	3,000円	3,000円	500万円以上～1,000万円未満	7,000円	3,500円	3,500円	1,000万円以上～2,000万円未満	9,000円	4,500円	4,500円	2,000万円以上～3,000万円未満	12,000円	6,000円	6,000円	3,000万円以上～5,000万円未満	15,000円	7,500円	7,500円	5,000万円以上～	20,000円	10,000円	10,000円	系列法人 非営利法人 (賛助会員のうち 個人)	3,000円		
資本金または出資総額	会 費			賛 助 会 員																																						
	正 会 員																																									
	一 般	協同組合等																																								
1円以上～300万円未満	3,000円	3,000円	3,000円																																							
300万円以上～500万円未満	5,000円	3,000円	3,000円																																							
500万円以上～1,000万円未満	7,000円	3,500円	3,500円																																							
1,000万円以上～2,000万円未満	9,000円	4,500円	4,500円																																							
2,000万円以上～3,000万円未満	12,000円	6,000円	6,000円																																							
3,000万円以上～5,000万円未満	15,000円	7,500円	7,500円																																							
5,000万円以上～	20,000円	10,000円	10,000円																																							
系列法人 非営利法人 (賛助会員のうち 個人)	3,000円																																									
(会費の納入)	第3条	<p>2. 正会員は、定款第5条第1項第1号による。</p> <p>3. 賛助会員は、正会員以外の支店（営業所）法人及び個人等からなり、定款第5条第1項第2号による。</p> <p>4. 系列法人の判定は、代表者が同一人あるいは会社所在地が同一の場合とする。</p> <p>会員は、毎事業年度、当会の会費納入請求があったら、遅滞なく会費年額を一括納付しなければならない。</p> <p>2. 会費は、指定口座への振り込みの他、納入方法及び納期について、事務局は相談に応じるものとする。</p>																																								
(中途入会の会費と納期)	第4条	事業年度中途にて入会した会員の当該事業年度の会費は、原則入会月の翌月からの期間計算とする。																																								
(改 廃)	第5条	この規程の改廃は、総会の承認を得て行うものとする。																																								
附 則		1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。																																								

公益社団法人酒田法人会 定 款

第 1 章 総 則		
(名 称) (事務所)	第 1 条 第 2 条	この法人は、公益社団法人酒田法人会（以下、「本会」という。）と称する。 本会の主たる事務所は、山形県酒田市に置く。
第 2 章 目的及び事業		
(目 的)	第 3 条	本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。
(事 業)	第 4 条	本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 税務知識の普及と納税意識の高揚を目的とした説明会・講習会・研修会・租税教育等の事業 (2) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業 (3) 地域企業の健全発展・社会貢献に資する経営支援・地域文化活動等の事業 (4) 会員の交流および会員の福利厚生に資する事業 (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
第 3 章 会 員		
(構 成)	第 5 条	本会は、次の会員をもって構成する。 (1) 正 会 員 酒田税務署管轄内に所在する法人（管内に事業所を有する法人を含む）で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者とする。 (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した法人、法人の事業所または個人とする。
(会員資格 の取得)	第 6 条	2. 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。 本会の会員となろうとする者は、理事会において別に定める入会届により申し込みをし、その承認を受けなければならない。
(経費の 負担)	第 7 条	会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。
(任意退会)	第 8 条	会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
(除 名)	第 9 条	会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会決議により当該会員を除名することができる。 (1) この定款、その他の規則に違反したとき (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき (3) その他除名すべき正当な事由があるとき 2. 前項の除名決議に先立って、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。 また、除名決議がなされたときは、その会員に対し通知するものとする。
(資格喪失)	第10条	前 2 条の場合の他、会員は次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。 (1) 正当な理由なく会費を 2 年以上滞納したとき (2) 総正会員が同意したとき (3) 当該会員が解散、又は事業所を閉鎖したとき 2. 会員が資格喪失しても、既納会費及びその他の拠出金は返還しない。 また、未履行の義務は、これを免れることはできない。
第 4 章 総 会		
(構 成)	第11条	総会は、通常総会及び臨時総会とし、いずれも全ての正会員をもって構成する。 2. 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。
(権 限)	第12条	総会は、次の事項について決議する。 (1) 会員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他、法令又はこの定款で定められた事項
(開 催)	第13条	通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。 2. 臨時総会は、必要に応じて随時開催する。
(招 集)	第14条	総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。 2. 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
(議 長)	第15条	総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権) (決議)	第16条 第17条	<p>総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。</p> <p>総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を以て行う。</p> <p>(1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項</p>
(議事録)	第18条	<p>総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2. 議長及び出席理事のうちから選出した議事録署名人2名が、前項の議事録に署名又は記名押印する。</p>
第5章 役員等		
(役員及び 定数)	第19条	<p>本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 30名以上40名以内 (2) 監事 3名以内</p> <p>2. 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長とし、1名を専務理事とすることができる。</p> <p>3. 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第一項第2号に規定する業務執行理事とする。</p>
(役員の 選任)	第20条	<p>理事及び監事は、総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 会長・副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p>
(理事の 職務及び 権限)	第21条	<p>理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3. 副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。</p> <p>4. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。</p> <p>5. 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p>
(監事の 職務及び 権限)	第22条	<p>監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。</p> <p>2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>
(役員の 任期)	第23条	<p>理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p>
(解任) (報酬等)	第24条 第25条	<p>理事及び監事を、総会の決議により解任することができる。</p> <p>理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p>
第6章 理事会		
(構成)	第26条	<p>本会に、理事会を置く。</p> <p>2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>
(権限)	第27条	<p>理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本会の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職</p>
(招集)	第28条	<p>理事会は、会長が招集する。</p> <p>2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p>
(議長) (決議)	第29条 第30条	<p>理事会の議長は、会長がこれに当る。</p> <p>理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものと看做す。</p>
(議事録)	第31条	<p>理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p>

第7章 任意の組織		
(任意の組織)	第32条	<p>本会には、業務の執行に必要な任意の委員会、部会及び地区役員会等を理事会の決議により、置くことができる。</p> <p>2. 前項の委員会、部会及び地区役員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p>
第8章 資産及び会計		
(事業年度) (事業計画及び収支予算)	第33条 第34条	<p>本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p>
(事業報告及び決算)	第35条	<p>本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書（正味財産増減計算書） (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書 (6) 財産目録</p> <p>2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。</p> <p>3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告書 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>
(公益目的取得財産残額の算定)	第36条	<p>会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。</p>
第9章 定款の変更及び解散等		
(定款の変更) (解散) (公益認定取消し等に伴う贈与)	第37条 第38条 第39条	<p>この定款は、総会の決議によって変更することができる。</p> <p>本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>
(残余財産の帰属)	第40条	<p>本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>
第10章 事務局等		
(事務局)	第41条	<p>本会の事務を処理するため事務局を設置する。</p> <p>2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。</p> <p>3. 重要な職員は、理事会の議決を経て会長がこれを任免する。</p> <p>4. 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。</p>
(公告の方法)	第42条	<p>本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。</p>
第11章 補 則		
(細 則)	第43条	<p>この定款に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p>
附 則		<p>1. この定款は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>2. 本会の最初の会長は、前田 直己とする。</p>

記念講演会

「酒田の街の
“オシャレ”と“カワイイ”」

講師/日大教授 仲川 秀樹 氏



講師・仲川教授は、知る人ぞ知る酒田生まれの、故郷（ふるさと）をこよなく愛している方で、よく中町などで“かわいい”学生と一緒に「街中ゼミ」を開いておられます。今回のテーマ「酒田の街の“オシャレ”と“カワイイ”」は、中町で商売をする私にとって大変興味深いものでした。

何でもある東京から来た女子大生が、「酒田獅子頭」を見て、「可愛い!」と抱きしめ、街中で見つけては喜ぶ。また、特産「刈屋梨」を食べては、その美味しさとダイエット効果を言い当てる。

長らく酒田に暮らし、周囲に慣れきっている私たちの忘れがちな「酒田の良き文化」を、新鮮な目で発掘してくれた象徴的な指摘でした。仲川先生の強調されたことは、高度にメディアの時代にあって、もっとこれをみんなで活用し、どんどん情報発信することの重要さでした。

若い人たちの感性を大切に、「ふるさとの宝」をもっともっとメディアに乗せて、私たち一人ひとりが「酒田の親善大使」になって頑張れ……と仲川先生に背中を押される思いでありました。(文責・佐藤幸美)



平成24年
青年部会・女性部会
合同

“新春のつどい”開催

当会の青年部会と女性部会は、それぞれに年間計画に基づいて、各担当委員会を中心に活発に事業運営を行っております。本年は、それぞれに恒例の「新年の集い」を検討する過程で、日程的な関係もあって「両部会で一緒にやろう!」ということになりました。切っ掛けは、「日大教授・仲川先生の講演を聞きたい!」という声が両部会役員会に寄せられていたことです。2月6日(月)に「ガーデンパレスみずほ」を会場に、初の合同開催となりました。講師の話は、期待に違わず学術的なものでしたし、アトラクションも好評でした。初の試みながら、両部会の会員からもまた一緒にやりたいとの声が交わされていました。

国税庁は、毎年11月11日から17日の期間を「税を考える週間」と定めて、税の仕組みや目的等を考えてもらい、国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうことを目的として広報活動に取り組んでおります。当会としては、総務・広報委員会を中心に検討の結果、今年度は次の内容で記念公演会を開催することとしました。



吉岡しげ美
NHK「おかあさんといっしょ」「みんなのうた」他、多くの番組に作品提供。作曲・編曲の分野でも大活躍中!

日時 平成24年11月16日(金)
午後6時30分〜8時
会場 酒田市民会館・希望ホール
「吉岡しげ美
音楽詩コンサート」
(仮題)

税を
考える
週間

記念公演会決まる!!

平成24年度 第1回通常総会
(公益社団法人設立総会)

記念講演会講師決まる!!

- 日時/平成24年5月22日(火)
午後2時30分〜
- 会場/ベルナール酒田

「これからの
政治のゆくえ」

(公開講演)



- 講師/政治ジャーナリスト 後藤 謙次 氏

プロフィール

昭和24年10月5日 東京都生まれ
昭和48年4月 早大法学部卒業後共同通信社入社
昭和57年〜 本社政治部首相官邸等担当
平成14年 政治部長
平成18年 編集局長
現在 TV・ラジオ・新聞で大活躍中